

## 仕 様 書①（岡山市緑保育園）

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	岡山市北区一宮 125 岡山市緑保育園
受 電 設 備	キュービクル
業 種 及 び 用 途	業務用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線式
受 電 電 圧	6000 V
標 準 周 波 数	60 H z
受 電 方 式	1 回線受電
予 定 契 約 電 力	44 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	194,700 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。)
予 定 蓄 熱 電 力 量	無
使 用 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00
自 動 検 針 装 置 の 有 無	無 (検針日は原則毎月 1 日)
需 給 地 点	開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点と同じ
財 産 分 界 点	需給地点と同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。
常 用 発 電 設 備 の 有 無	無
予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無	無
蓄 熱 槽 の 有 無	無
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。</li> <li>・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。</li> <li>・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について協議することとする。</li> <li>・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。</li> </ul>

## 仕 様 書②（岡山市都保育園）

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	岡山市南区藤田 349-7 岡山市都保育園
受 電 設 備	キュービクル
業 種 及 び 用 途	業務用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線式
受 電 電 圧	6000 V
標 準 周 波 数	60 H z
受 電 方 式	1 回線受電
予 定 契 約 電 力	47 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	181,950 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。)
予 定 蓄 熱 電 力 量	無
使 用 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00
自 動 検 針 装 置 の 有 無	無 (検針日は原則毎月 1 日)
需 給 地 点	開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点と同じ
財 産 分 界 点	需給地点と同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。
常 用 発 電 設 備 の 有 無	無
予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無	無
蓄 熱 槽 の 有 無	無
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。</li> <li>・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。</li> <li>・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について協議することとする。</li> <li>・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。</li> </ul>

## 仕 様 書③（岡山市中山認定こども園）

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	岡山市北区一宮 638-3 岡山市中山認定こども園
受 電 設 備	キュービクル
業 種 及 び 用 途	業務用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線式
受 電 電 圧	6000 V
標 準 周 波 数	60 H z
受 電 方 式	1 回線受電
予 定 契 約 電 力	85 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	313,050 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。)
予 定 蓄 熱 電 力 量	無
使 用 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00
自 動 検 針 装 置 の 有 無	無 (検針日は原則毎月 1 日)
需 給 地 点	開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点と同じ
財 産 分 界 点	需給地点と同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。
常 用 発 電 設 備 の 有 無	無
予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無	無
蓄 熱 槽 の 有 無	無
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。</li> <li>・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。</li> <li>・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について協議することとする。</li> <li>・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。</li> </ul>

## 仕 様 書④（岡山市御津金川認定こども園）

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	岡山市北区御津金川 476 岡山市御津金川認定こども園
受 電 設 備	キュービクル
業 種 及 び 用 途	業務用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線式
受 電 電 圧	6000 V
標 準 周 波 数	60 H z
受 電 方 式	1 回線受電
予 定 契 約 電 力	84 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	300,600 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。)
予 定 蓄 熱 電 力 量	無
使 用 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ～ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00
自 動 検 針 装 置 の 有 無	無 (検針日は原則毎月 1 日)
需 給 地 点	開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点と同じ
財 産 分 界 点	需給地点と同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。
常 用 発 電 設 備 の 有 無	無
予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無	無
蓄 熱 槽 の 有 無	無
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。</li> <li>・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。</li> <li>・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について協議することとする。</li> <li>・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。</li> </ul>

## 仕 様 書⑤（岡山市太伯認定こども園）

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	岡山市東区神崎町 22-1 岡山市太伯認定こども園
受 電 設 備	キュービクル
業 種 及 び 用 途	業務用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線式
受 電 電 圧	6000 V
標 準 周 波 数	60 H z
受 電 方 式	1 回線受電
予 定 契 約 電 力	74 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	307,200 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。)
予 定 蓄 熱 電 力 量	無
使 用 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ～ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00
自 動 検 針 装 置 の 有 無	無 (検針日は原則毎月 1 日)
需 給 地 点	開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点と同じ
財 産 分 界 点	需給地点と同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。
常 用 発 電 設 備 の 有 無	有 (太陽光発電設備 10 k W。売電あり)
予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無	無
蓄 熱 槽 の 有 無	無
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。</li> <li>・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。</li> <li>・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について協議することとする。</li> <li>・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。</li> </ul>

## 仕 様 書⑥（岡山市灘崎認定こども園）

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	岡山市南区片岡 188 岡山市灘崎認定こども園
受 電 設 備	キュービクル
業 種 及 び 用 途	業務用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線式
受 電 電 圧	6000 V
標 準 周 波 数	60 H z
受 電 方 式	1 回線受電
予 定 契 約 電 力	116 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	463,500 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。)
予 定 蓄 熱 電 力 量	無
使 用 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ～ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00
自 動 検 針 装 置 の 有 無	無 (検針日は原則毎月 1 日)
需 給 地 点	開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点と同じ
財 産 分 界 点	需給地点と同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。
常 用 発 電 設 備 の 有 無	有 (太陽光発電設備 10 k W。売電あり)
予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無	無
蓄 熱 槽 の 有 無	無
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。</li> <li>・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。</li> <li>・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について協議することとする。</li> <li>・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。</li> </ul>

## 仕 様 書⑦（岡山市岡南認定こども園）

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	岡山市北区七日市西町 1-14 岡山市岡南認定こども園
受 電 設 備	キュービクル
業 種 及 び 用 途	業務用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線式
受 電 電 圧	6000 V
標 準 周 波 数	60 H z
受 電 方 式	1 回線受電
予 定 契 約 電 力	85 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	286,950 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。)
予 定 蓄 熱 電 力 量	無
使 用 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ～ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00
自 動 検 針 装 置 の 有 無	無 (検針日は原則毎月 1 日)
需 給 地 点	開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点と同じ
財 産 分 界 点	需給地点と同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。
常 用 発 電 設 備 の 有 無	無
予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無	無
蓄 熱 槽 の 有 無	無
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。</li> <li>・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。</li> <li>・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について協議することとする。</li> <li>・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。</li> </ul>

## 仕 様 書⑧（岡山市建部認定こども園）

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	岡山市北区建部町市場 330 岡山市建部認定こども園
受 電 設 備	キュービクル
業 種 及 び 用 途	業務用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線式
受 電 電 圧	6000 V
標 準 周 波 数	60 H z
受 電 方 式	1 回線受電
予 定 契 約 電 力	38 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	128,700 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。)
予 定 蓄 熱 電 力 量	無
使 用 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ～ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00
自 動 検 針 装 置 の 有 無	無 (検針日は原則毎月 1 日)
需 給 地 点	開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点と同じ
財 産 分 界 点	需給地点と同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。
常 用 発 電 設 備 の 有 無	有 (太陽光発電設備 10 k W。売電あり)
予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無	無
蓄 熱 槽 の 有 無	無
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。</li> <li>・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。</li> <li>・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について協議することとする。</li> <li>・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。</li> </ul>

# 仕 様 書⑨（岡山市南方岡山中央認定こども園）

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	岡山市北区南方1丁目3-30 岡山市南方岡山中央認定こども園
受 電 設 備	キュービクル
業 種 及 び 用 途	業務用
供 給 電 気 方 式	交流3相3線式
受 電 電 圧	6000 V
標 準 周 波 数	60 Hz
受 電 方 式	1回線受電
予 定 契 約 電 力	145 kW (契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	563,250 kWh (月別の予定使用電力量は別表とする。)
予 定 蓄 熱 電 力 量	無
使 用 期 間	令和7年4月1日 0:00 ~ 令和10年3月31日 24:00
自 動 検 針 装 置 の 有 無	無 (検針日は原則毎月1日)
需 給 地 点	開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点と同じ
財 産 分 界 点	需給地点と同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。
常 用 発 電 設 備 の 有 無	有 (太陽光発電設備 10 kW。売電なし)
予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無	無
蓄 熱 槽 の 有 無	無
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。</li> <li>・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。</li> <li>・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について協議することとする。</li> <li>・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。</li> </ul>

## 仕 様 書⑩（岡山市千種認定こども園）

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	岡山市東区瀬戸町鍛冶屋 178-1 岡山市千種認定こども園
受 電 設 備	キュービクル
業 種 及 び 用 途	業務用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線式
受 電 電 圧	6000 V
標 準 周 波 数	60 H z
受 電 方 式	1 回線受電
予 定 契 約 電 力	62 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	221,250 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。)
予 定 蓄 熱 電 力 量	無
使 用 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ～ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00
自 動 検 針 装 置 の 有 無	無 (検針日は原則毎月 1 日)
需 給 地 点	開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点と同じ
財 産 分 界 点	需給地点と同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。
常 用 発 電 設 備 の 有 無	有 (太陽光発電設備 5 k W。売電なし)
予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無	無
蓄 熱 槽 の 有 無	無
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。</li> <li>・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。</li> <li>・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について協議することとする。</li> <li>・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。</li> </ul>

## 仕 様 書⑪（岡山市甲浦認定こども園）

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	岡山市南区飽浦 322-1 岡山市甲浦認定こども園
受 電 設 備	キュービクル
業 種 及 び 用 途	業務用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線式
受 電 電 圧	6000 V
標 準 周 波 数	60 H z
受 電 方 式	1 回線受電
予 定 契 約 電 力	74 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	190,050 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。)
予 定 蓄 熱 電 力 量	無
使 用 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ～ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00
自 動 検 針 装 置 の 有 無	無 (検針日は原則毎月 1 日)
需 給 地 点	開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点と同じ
財 産 分 界 点	需給地点と同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。
常 用 発 電 設 備 の 有 無	有 (太陽光発電設備 10 k W。売電なし)
予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無	無
蓄 熱 槽 の 有 無	無
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。</li> <li>・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。</li> <li>・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について協議することとする。</li> <li>・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。</li> </ul>

## 仕 様 書⑫（岡山市興除認定こども園）

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	岡山市南区中畦 645-11 岡山市興除認定こども園
受 電 設 備	キュービクル
業 種 及 び 用 途	業務用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線式
受 電 電 圧	6000 V
標 準 周 波 数	60 H z
受 電 方 式	1 回線受電
予 定 契 約 電 力	66 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	212,400 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。)
予 定 蓄 熱 電 力 量	無
使 用 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ～ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00
自 動 検 針 装 置 の 有 無	無 (検針日は原則毎月 1 日)
需 給 地 点	開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点と同じ
財 産 分 界 点	需給地点と同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。
常 用 発 電 設 備 の 有 無	有 (太陽光発電設備 5 k W。売電なし)
予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無	無
蓄 熱 槽 の 有 無	無
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。</li> <li>・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。</li> <li>・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について協議することとする。</li> <li>・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。</li> </ul>

## 仕 様 書⑬（岡山市錦認定こども園）

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	岡山市南区藤田 610-11 岡山市錦認定こども園
受 電 設 備	キュービクル
業 種 及 び 用 途	業務用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線式
受 電 電 圧	6000 V
標 準 周 波 数	60 H z
受 電 方 式	1 回線受電
予 定 契 約 電 力	57 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	219,300 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。)
予 定 蓄 熱 電 力 量	無
使 用 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ～ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00
自 動 検 針 装 置 の 有 無	無 (検針日は原則毎月 1 日)
需 給 地 点	開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点と同じ
財 産 分 界 点	需給地点と同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。
常 用 発 電 設 備 の 有 無	有 (太陽光発電設備 10 k W。売電なし)
予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無	無
蓄 熱 槽 の 有 無	無
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。</li> <li>・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。</li> <li>・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について協議することとする。</li> <li>・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。</li> </ul>

## 仕 様 書⑭（岡山市伊島認定こども園）

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	岡山市北区いずみ町 9-18 岡山市伊島認定こども園
受 電 設 備	キュービクル
業 種 及 び 用 途	業務用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線式
受 電 電 圧	6000 V
標 準 周 波 数	60 H z
受 電 方 式	1 回線受電
予 定 契 約 電 力	71 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	252,750 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。)
予 定 蓄 熱 電 力 量	無
使 用 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ～ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00
自 動 検 針 装 置 の 有 無	無 (検針日は原則毎月 1 日)
需 給 地 点	開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点と同じ
財 産 分 界 点	需給地点と同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。
常 用 発 電 設 備 の 有 無	有 (太陽光発電設備 10 k W。売電なし)
予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無	無
蓄 熱 槽 の 有 無	無
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。</li> <li>・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。</li> <li>・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について協議することとする。</li> <li>・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。</li> </ul>

## 仕 様 書<sup>⑮</sup>（岡山市今認定こども園）

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	岡山市北区今 7 丁目 16-43 岡山市今認定こども園
受 電 設 備	キュービクル
業 種 及 び 用 途	業務用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線式
受 電 電 圧	6000 V
標 準 周 波 数	60 H z
受 電 方 式	1 回線受電
予 定 契 約 電 力	86 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	284,850 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。)
予 定 蓄 熱 電 力 量	無
使 用 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00
自 動 検 針 装 置 の 有 無	無 (検針日は原則毎月 1 日)
需 給 地 点	開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点と同じ
財 産 分 界 点	需給地点と同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。
常 用 発 電 設 備 の 有 無	有 (太陽光発電設備 10 k W。売電なし)
予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無	無
蓄 熱 槽 の 有 無	無
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。</li> <li>・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。</li> <li>・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について協議することとする。</li> <li>・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。</li> </ul>

## 仕 様 書⑯（岡山市鹿田認定こども園）

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	岡山市北区大供表町 16-10 岡山市鹿田認定こども園
受 電 設 備	キュービクル
業 種 及 び 用 途	業務用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線式
受 電 電 圧	6000 V
標 準 周 波 数	60 H z
受 電 方 式	1 回線受電
予 定 契 約 電 力	104 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	354,150 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。)
予 定 蓄 熱 電 力 量	無
使 用 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ～ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00
自 動 検 針 装 置 の 有 無	無 (検針日は原則毎月 1 日)
需 給 地 点	開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点と同じ
財 産 分 界 点	需給地点と同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。
常 用 発 電 設 備 の 有 無	有 (太陽光発電設備 10 k W。売電なし)
予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無	無
蓄 熱 槽 の 有 無	無
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。</li> <li>・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。</li> <li>・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について協議することとする。</li> <li>・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。</li> </ul>

## 仕 様 書⑰（岡山市旭竜認定こども園）

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	岡山市中区高島 1 丁目 5-7 岡山市旭竜認定こども園
受 電 設 備	キュービクル
業 種 及 び 用 途	業務用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線式
受 電 電 圧	6000 V
標 準 周 波 数	60 H z
受 電 方 式	1 回線受電
予 定 契 約 電 力	82 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	291,450 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。)
予 定 蓄 熱 電 力 量	無
使 用 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00
自 動 検 針 装 置 の 有 無	無 (検針日は原則毎月 1 日)
需 給 地 点	開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点と同じ
財 産 分 界 点	需給地点と同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。
常 用 発 電 設 備 の 有 無	有 (太陽光発電設備 5 k W。売電なし)
予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無	無
蓄 熱 槽 の 有 無	無
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。</li> <li>・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。</li> <li>・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について協議することとする。</li> <li>・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。</li> </ul>

## 仕 様 書⑱（岡山市宇野認定こども園）

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	岡山市中区西川原 351-12 岡山市宇野認定こども園
受 電 設 備	キュービクル
業 種 及 び 用 途	業務用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線式
受 電 電 圧	6000 V
標 準 周 波 数	60 H z
受 電 方 式	1 回線受電
予 定 契 約 電 力	71 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	264,750 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。)
予 定 蓄 熱 電 力 量	無
使 用 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ～ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00
自 動 検 針 装 置 の 有 無	無 (検針日は原則毎月 1 日)
需 給 地 点	開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点と同じ
財 産 分 界 点	需給地点と同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。
常 用 発 電 設 備 の 有 無	有 (太陽光発電設備 10 k W。売電なし)
予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無	無
蓄 熱 槽 の 有 無	無
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。</li> <li>・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。</li> <li>・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について協議することとする。</li> <li>・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。</li> </ul>

## 仕 様 書⑱（岡山市陵南認定こども園）

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	岡山市北区東花尻 266-1 岡山市陵南認定こども園
受 電 設 備	キュービクル
業 種 及 び 用 途	業務用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線式
受 電 電 圧	6000 V
標 準 周 波 数	60 H z
受 電 方 式	1 回線受電
予 定 契 約 電 力	96 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	295,950 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。)
予 定 蓄 熱 電 力 量	無
使 用 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ～ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00
自 動 検 針 装 置 の 有 無	無 (検針日は原則毎月 1 日)
需 給 地 点	開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点と同じ
財 産 分 界 点	需給地点と同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。
常 用 発 電 設 備 の 有 無	有 (太陽光発電設備 5 k W。売電なし)
予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無	無
蓄 熱 槽 の 有 無	無
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。</li> <li>・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。</li> <li>・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について協議することとする。</li> <li>・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。</li> </ul>

## 仕 様 書⑳ (岡山市庄内認定こども園)

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	岡山市北区三手 15-1 岡山市庄内認定こども園
受 電 設 備	キュービクル
業 種 及 び 用 途	業務用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線式
受 電 電 圧	6000 V
標 準 周 波 数	60 H z
受 電 方 式	1 回線受電
予 定 契 約 電 力	79 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	270,450 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。)
予 定 蓄 熱 電 力 量	無
使 用 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00
自 動 検 針 装 置 の 有 無	無 (検針日は原則毎月 1 日)
需 給 地 点	開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点と同じ
財 産 分 界 点	需給地点と同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。
常 用 発 電 設 備 の 有 無	有 (太陽光発電設備 5 k W。売電なし)
予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無	無
蓄 熱 槽 の 有 無	無
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。</li> <li>・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。</li> <li>・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について協議することとする。</li> <li>・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。</li> </ul>

## 仕 様 書②①（岡山市妹尾認定こども園）

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	岡山市南区箕島 1024-2 岡山市妹尾認定こども園
受 電 設 備	キュービクル
業 種 及 び 用 途	業務用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線式
受 電 電 圧	6000 V
標 準 周 波 数	60 H z
受 電 方 式	1 回線受電
予 定 契 約 電 力	71 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	226,500 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。)
予 定 蓄 熱 電 力 量	無
使 用 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 0:00 ～ 令和 10 年 3 月 31 日 24:00
自 動 検 針 装 置 の 有 無	無 (検針日は原則毎月 1 日)
需 給 地 点	開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点と同じ
財 産 分 界 点	需給地点と同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。
常 用 発 電 設 備 の 有 無	有 (太陽光発電設備 5 k W。売電なし)
予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無	無
蓄 熱 槽 の 有 無	無
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。</li> <li>・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。</li> <li>・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について協議することとする。</li> <li>・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。</li> </ul>